

■八幡市地域公共交通会議において議論し、令和3年度末に策定予定の「八幡市地域公共交通網計画」と連携する計画。令和2年度末を目途に策定しています。

八幡市立地適正化計画策定の進捗状況について

令和2年3月7日

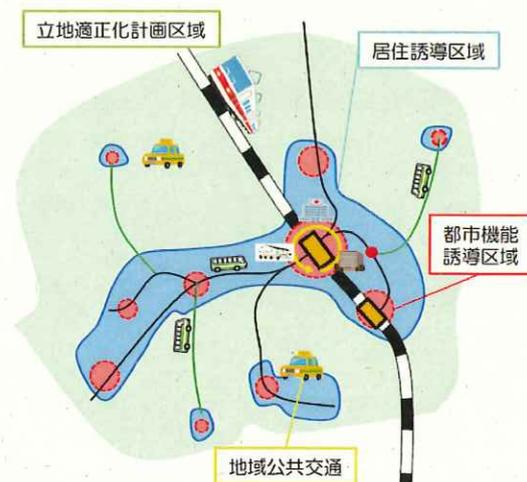
八幡市立地適正化計画の策定について

◆立地適正化計画とは

○「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向け、平成26(2014)年に都市再生特別措置法（一部改正）が施行され、**居住地や都市機能の増進に寄与する施設の立地の適正化を図る**ことを目的として制度化された計画である

＜立地適正化計画で定める事項＞

| | |
|----------|----------------------------------|
| 計画区域 | 計画の対象となる区域 |
| 基本的な方針 | 居住地及び施設の立地の適正化に関する基本的な方針 |
| 居住誘導区域 | 居住地を誘導する区域 |
| 都市機能誘導区域 | 医療・福祉・商業などの都市機能の増進に寄与する施設を誘導する区域 |
| 誘導施設 | 都市機能誘導区域内に誘導する施設 |



＜立地適正化計画のイメージ図＞

◆立地適正化計画策定の状況

- 全国で499都市が具体的な取組を行っており、278都市が計画を作成・公表している
- 京都府下では、京都市、舞鶴市、亀岡市、長岡京市、京田辺市、南丹市の6市が作成・公表を行っている

2

◆八幡市立地適正化計画策定の目的

- 本市の人口は、以下のとおり減少が予測されている

平成27(2015)年
72,664人



令和27(2045)年
50,800人

- そのような中、本市では平成31(2019)年に八幡市都市計画マスタープランの改定を行い、本市の特性を踏まえた「コンパクトシティ」の実現などを目標に掲げている
- 本計画は、居住地や都市機能の増進に寄与する施設の立地に関する施策などを具体的に位置付けることで、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の形成に向けた取り組みを強かに推進するものである



効率的かつ持続可能なまちづくりの実現をめざす

3